

東京法学院討論会規則

一〇〇

第一条 本会は東京法学院討論会と名づく

第二条 本会は東京法学院の講師、院友及び生徒を以て組織す

第三条 本会は法律学に関する討論を旨とし併せて同窓の交誼を温むる目的とす

第四条 本会は東京法学院の保護監督を受くるものとす

第五条 本会は東京法学院に開く但便宜に依り臨時変更することあるへし

第六条 本会の開会は左の三とす

一、例会

二、臨時会

三、総会

第七条 例会は毎月一回第二日曜日に開く

第八条 臨時会は例会に於て討論終結せざるとき之を開く但日曜日に非ずして且つ午前なることを要す

第九条 総会は毎年一回之を開き会務の報告、役員の選舉其他重要事件の協議を為すものとす

第十条 本会の開会は出席会員の多少に拘らざるものとす

第十二条 本会に左の役員を置く

会長 一名

幹事 六名但各級より二名つ、

第十二条 会長は東京法学院講師中より推選す

第十三条 会長は本会に関する一切の事務を總理す

会長は必要ある場合に於ては東京法学院講師中より副会長を

○東京法学院討論会

116 東京法学院討論会の開催・規則

〔『法学新報』第一〇五号 明治三十二年十二月二十日〕

前号に予め報導し且其趣意書を載せたりしが愈々左の如き規則を作り一般の承認を得、戸水博士を推して会長と為し本月二十四日午後一時其第一会を開くに至れり委細は別項元園生の投に係る報告に譲りぬ

推選することを得

副会長は会長を補佐し之に代るものとす

第十四条 幹事は各級会員中より選任す

幹事は会長の指導を受け本会に関する事務を処理するものとす

第十五条 役員の任期は一ヶ年とす但再選を妨げず

第十六条 本会の開会には議長を置く

議長は会長、副会長、幹事若くは会員中より臨時選任す

第十七条 会場の整理は議長之を掌る

第十八条 討論の手続は普通の議事規則に拠る

第十九条 入会又は退会せんとする者は其旨会長に届出つ可し